



学校保健関係

初等中等教育局 健康教育・食育課

保健指導係、保健管理係、がん教育推進係

背景・課題

- 学校における新型コロナウイルス感染症対策が長期化している中、第6波への万全の備えも見据え、各学校において感染及びその拡大リスクをできる限り低減させながら、教育活動を実施し、子供の健やかな学びを保障する必要がある。
- 特別支援学校のスクールバスについては、安全上の観点から換気が行われにくく長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスク低減を図るなどの対策が必要である。

事業内容

I 学校等における感染症対策等支援事業（254億円）

各学校が感染症対策を徹底しながら教育活動を継続するために必要となる保健衛生用品の整備や業務委託等に係る経費を支援

- 補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：消毒液、不織布マスク、CO2モニターなどの保健衛生用品等の追加的な購入経費、教職員の負担軽減を図るため、教室等の消毒作業を外注するために必要な経費 他



II 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業（51億円）

特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施するスクールバスの増便等の取組を支援

- 補助対象：特別支援学校
- 補助率：公立・私立1/2、国立10/10
- 補助対象経費：スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料、運転手・介助員の報酬、スクールバスの増便やタクシーの借り上げにかかる経費 他



成果

学校現場の裁量で、地域の感染状況に応じた必要な学校の感染症対策を機動的に対処可能にし、安全安心な通学・学習環境の確保することにより、教育活動の着実な継続・地域における感染拡大防止を実現する。

学校等における感染症対策等支援事業（R3補正）

FAQ

R4. 3. 16 (Ver.2)

<p>Q1 令和2・3年度の学校教育活動継続支援事業の交付を受けています。学校等における感染症対策等支援事業にも申請できますか。</p> <p>学校教育活動継続支援事業において、既に満額の交付決定を受けている学校設置者も、本事業に新たに申請することが可能です。1校当たりの補助限度額については、これまで交付を受けているか否かにかかわらず本事業の実施要領に定める満額を申請いただけます。</p>	<p>Q4 消毒のため、設置者が非常勤職員を雇用した経費を対象にできますか。</p> <p>本事業の対象となる経費は、「消耗品費、備品費、通信運搬費、借損料、雑役務費、委託費」であり、人件費や光熱水費は補助対象経費となりません。ただし、設置者が外部の業者や関係団体に依頼し、校舎消毒のための人員を派遣してもらう場合等、委託費として支出したのであれば対象にできます。</p>	<p>Q6 この事業は令和3年度補正予算ですが、令和4年度にも活用できますか。</p> <p>本事業は繰越明許費の対象事業として補正予算案に計上しているため、翌債及び明許繰越の対象になり得ます。したがって、やむを得ず年度内の交付申請手続きが困難な場合には、令和4年度においてもこの事業が活用できるよう文部科学省において予算の繰越（本省繰越）を行いました。なお、各設置者等が令和3年度分として交付決定を受け、やむを得ない理由により物品の受領や支払い等が令和4年度になる場合は、必ず各自治体で地方繰越の手続きを行ってください。</p>
<p>Q2 地方負担1/2について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用できますか。また、令和4年度に交付決定を行う事業についても活用できますか。</p> <p>活用いただけます。「令和3年度補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」（令和3年12月27日内閣府地方創生推進室事務連絡）における交付対象となる国庫補助事業一覧及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A（第6版）にて御案内しています。</p>	<p>Q5 寒さ対策等や乾燥対策として、暖房器具等や加湿器を購入する経費は対象になりますか。</p> <p>単なる寒さ対策等・乾燥対策ではなく、各学校における感染症対策を実施するにあたり、換気と温湿度管理の両立のため、教室や空き教室等に備える暖房器具等であれば対象になります。各地域や学校等の実情に応じて必要な感染症対策は異なりますので、個々の状況により適切に御判断ください。</p>	
<p>Q3 いつからの契約が対象になりますか。どのように調達したものが対象になりますか。</p> <p>本事業予算が閣議決定された令和3年11月26日以降の契約からが補助対象となります。なお、令和4年度に交付決定を行う事業については令和4年4月1日以降の契約からが補助対象となります。また、調達の方法は問いませんので、学校設置者において域内の学校分を一括調達した場合も、学校ごとに購入した場合も、設置者の予算からの支出ということが確認できれば対象とできます。ただし、本支援事業は、各地域や学校等の実情に合わせて、学校長の判断で迅速かつ柔軟に感染症対策等を実施することを目的としていますので、各設置者においては趣旨を御理解いただき、学校ごとの需要を個別に確認した上で手配いただく等、学校現場と十分なコミュニケーションを図った上で効果的に執行いただくようお願いいたします。</p>		<p>Q7 抗原簡易キットやPCR検査費は補助対象となりますか。</p> <p>抗原簡易キットについては、基本的対処方針等に基づき、文部科学省から配布している抗原簡易キットの活用を優先することとし、それでもなお不足するものに限り補助対象となります。PCR検査については、学校で感染者が発生した場合、行政検査が行われることが想定されますが、当該検査の対象とならず、設置者や学校が教育活動の継続のためにやむを得ず同検査を必要とする場合には、その費用を補助対象として差し支えありません。</p>

地域の感染状況等に応じ、必要な学校の感染症対策に幅広く活用いただけます。学校設置者において費目や用途を限定しすぎることなく、可能な限り各学校の希望に沿うよう運用ください。

学校等欠席者・感染症情報システムの充実

令和4年度予算額
(前年度予算額)

0.4億円
2億円



(入カイメージ)

背景・課題

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において「**文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る**」ことが示されている。
- 日本学校保健会が運用する「**学校等欠席者・感染症情報システム**」は、感染症で欠席する児童生徒等の発生状況をリアルタイムで把握し、情報共有できる仕組みであり、**新型コロナウイルス感染症に対応するための改修も実施済**。
- 感染症情報システムの加入率を早期に向上させ、**効率的な運用体制を構築**することが必要。欠席者情報の重複入力を解消し、より広く状況を把握するしきみを整備するため、**各学校の校務支援システムとの連携強化が課題**となる。



出席停止(人)	
新型コロナウイルス感染症	1,234
インフルエンザ	567
手足口病	890
伝染性紅斑	123
水痘	456
麻疹	789
その他	101
欠席者数	3,000

事業内容

新型コロナウイルス感染症にも対応した学校等欠席者・感染症情報システムと各学校の統合型校務支援システムとの連携に係る本格運用を推進し、より効率的で精度の高い感染状況等の把握を実現する。



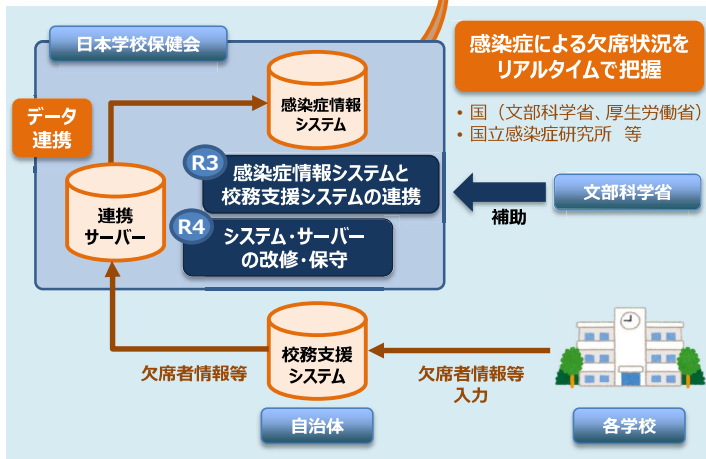
1 システム・サーバーの改修・保守

感染症情報システム・連携サーバーについて、必要な改修・保守を行う。

対象	内容
感染症情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種届出様式の共通化に伴うシステムの改修 ◆ サーバー、連携プログラムの保守
連携サーバー	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 感染症連携の標準仕様への対応のための改修 ◆ 連携サーバーの保守、クラウドサーバーの利用

2 普及啓発

- システム連携の普及のため、自治体向けマニュアルを作成し、説明会を実施する。
- システム連携に係る問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設ける。



期待される効果

感染状況の効率的な情報収集により、学校における集団感染等を早期に発見・探知し、国の感染症対策に活用する。

学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究事業

令和4年度予算額
(前年度予算額)

4億円
2億円



趣旨・背景

- ✓ 個人の健診情報や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、生活習慣の改善や必要に応じた受診、医療現場での円滑なコミュニケーションに役立てるため、**政府全体でPHR (Personal Health Record) を推進する方針**
- ✓ 乳幼児健診では既にマイナポータルを通じた閲覧がスタートしており、学校健康診断(学校健診)についても早急な仕組みの構築が必要
- ✓ 「データヘルス改革に関する工程表」に則り、**令和4年度中に学校健診情報を電子化し、他の健診情報と一覧性を持って提供できるよう取組を推進**

事業内容

1 校務支援システム導入校におけるPHRの推進

校務支援システム導入済の学校においてPHRを本格的に実施するため、**学校健診情報を保管するPHRサーバーを構築**

2 校務支援システム未導入校における学校健康診断情報の電子化等に係る調査研究

校務支援システム未導入の学校においてもPHRを実現するため、**未導入校における健診情報の電子化及びPHRサーバーへのアップロードに係る調査研究を実施**

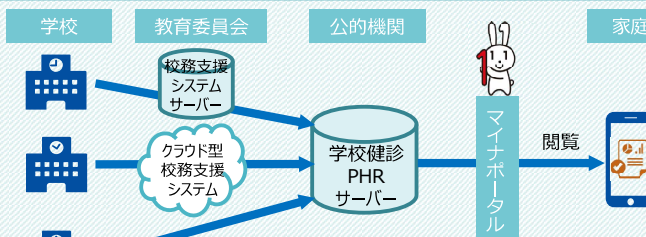
3 大学等における学校健康診断項目の標準化に係る調査研究

大学等においてPHRを効果的に実現するため、各学校でばらつきがある**大学等の健診項目の実態を把握するとともに、健診項目の標準化に係る調査研究を実施**

成果

- ✓ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)など政府全体のデジタル化の方針や教育データ利活用の方針との整合性を図りつつ、**学校健診について効率的・効果的なPHRを実現**
- ✓ 学校健診情報を本人や家族が時系列で簡便に確認できることにより、**日常生活における個人の行動変容や健康増進につながる**
- ✓ 病院等の医療現場で学校健診情報を提供することにより、**医師等との円滑なコミュニケーションが可能となり、より適切な治療が期待できる**

実施イメージ



【PHR】
個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康等情報を、マイナポータル等を用いて、電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組み

箇所数・単価	1箇所 371百万円	委託先	民間事業者等
委託対象経費	人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、雑役務費 等		

児童生徒の近視実態調査事業

令和4年度予算額 0.6億円
(前年度予算額 0.4億円)



背景・課題

- 学校保健統計調査において、裸眼視力1.0未満の者が過去最多を更新し続けている。
- しかしながら、我が国では、健康診断で児童生徒等の裸眼視力のみを測定しており、近視か遠視かなどのデータが存在しないため、対策も講じられていないのが現状である。

事業概要

- 医療関係者等の協力の下、視力低下が進行する時期となる小中学生を対象に、視力の実態を詳細に把握するための調査を行い、有効な対策を検討する。
- 令和3年度事業における調査対象者であった中学校卒業生についても、引き続き追加的調査を行うこととし、縦断的に状況を把握する。

裸眼視力1.0未満の者の割合の推移

《出典》
文部科学省「学校保健統計調査」

実施体制・方法等

文部科学省
業務委託

民間事業者 (調査研究の総括)

学校関係者

- ・ 教育委員会
- ・ 学校長
- ・ 養護教諭
- ・ 学校医

医療関係者

- ・ 日本近視学会
- ・ 日本眼科学会
- ・ 日本眼科医会
- ・ 視能訓練士協会

計測器・視能訓練士を派遣

全国の小中学校 (※高等学校等 (追加的調査))

全国の小中学校で4～6月に調査実施

- 調査対象：小学校1～6年生、中学校1～3年生
各学年1,000名程度 (合計約9,000名程度)
令和3年度事業における調査対象者であった中学校卒業生1,000名程度

毎年実施される健康診断の視力調査 + 測定装置による遠視・乱視・近視の程度、眼軸長などを測定 (測定値は本人にも返却)

調査結果の集計・分析

- 視力低下の詳細 (遠視・乱視・近視) を明らかにし、有効な対策を検討

児童生徒の近視の実態やライフスタイルとの関連等について明らかにし、効果的な啓発を行うことにより、児童生徒の視力低下の予防を推進する。

対象校種	全国の小学校、中学校、高等学校等 (追加的調査)	委託先	民間調査研究機関等
箇所数 単価	1箇所 58万円程度	委託 対象経費	人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費等

がん教育総合支援事業

令和4年度予算額 0.3億円
(前年度予算額 0.3億円)



背景

- 平成28年12月に改正されたがん対策基本法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」というように、がん教育の文言が新たに記載された。
- 平成29年度から令和4年度までの6年間を対象とした第3期がん対策推進基本計画では、がん教育について、「国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」ことが目標とされている。
- 平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領がそれぞれ改訂され、中学校及び高等学校においては、がんについても取り扱うことを新たに明記され、中学校の全面実施 (令和3年度)・高等学校の年次進行実施 (令和4年度) に向け、学習指導要領の対応を検討する必要がある。

課題

- ① 教員のがんについての知識・理解が不十分
健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防という観点からがん教育に取り組んでいるが、教員のがんに関する知識が不十分であることや外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。
- ② がん教育の全国への普及・啓発が必要
がん教育に対して地域により温度差があるため、全国で実施する新学習指導要領に対応したがん教育の指導内容を充実させ、全国への普及・啓発を図る必要がある。
- ③ 外部講師の活用体制の一層の充実が必要
がん教育における外部講師の活用状況が十分とは言えず、学校が外部講師を活用するための体制を充実させる必要がある。

新学習指導要領に対応したがん教育の実施

事業概要

1 新学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発

新学習指導要領を踏まえたがん教育について、教員や外部講師の質の向上を図るとともに、各都道府県で行っている先進事例の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図る。

- 教員・外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施
- 公立以外の国・私立学校も対象としたがん教育シンポジウムの開催
- がん教育の充実に図るために医師や教育関係者等の有識者からなる「がん教育」に関する懇談会を設置

2 地域の実情に応じたがん教育の実施

全国でがん教育を確実に実施するため、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援するとともに、がん診療連携拠点病院等と連携し、がん専門医、がん経験者等の外部講師を活用したがん教育の取組を支援する。

- がん教育に関する教材の作成・配布
- 外部講師によるがん教育の実施
- 外部講師名簿作成、活用体制の整備

事業スキーム

文部科学省

① 業務委託

民間事業者等 (事務局)

② 事業計画提出
④ 報告書提出

③ 旅費・謝金等事務局で負担 (上限あり)

都道府県等

都道府県等における取組

- ・ 外部講師の派遣
- ・ 外部講師を活用した授業研究会
- ・ 教職員・外部講師を対象とした研修会
- ・ 各学校での外部講師を活用したがん教育

委託先	民間事業者等	箇所数 単価	70万円/自治体 程度	委託 対象経費	諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費 等
-----	--------	-----------	-------------	------------	-------------------------

成果

- 本事業により、がんに対する正しい知識、がん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認識の深化を図る。
- 新学習指導要領に対応したがん教育の確実な実施に向けた、取組の充実に促す。
- 外部講師の積極的な活用を図るため体制を整備する。

背景・課題

<p>脊柱側弯症とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 脊柱（背骨）が横（側方）に曲がった（ねじれた）状態。 ● 進行すると、側弯変形による心理的ストレスの原因や腰痛や背部痛、呼吸機能障害、まれに神経障害を伴うことがある。 ● 思春期の女子に多く発症。 	<p>学校保健安全法第13条に基づく健康診断における脊柱の検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在、学校の定期健康診断においては、家庭による保健調査票等の情報を参考に、学校医が視触診等により検査を行っている。学業を行うのに支障があるような疾病等が疑われる場合は、医療機関での検査を勧め、専門医の判定を待つ。 ● 一部の自治体では、視触診ではなく、専用の検査機器を用いた検査を行っている。 <p>検査機器を用いた脊柱側弯症検診の児童生徒等へのメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 客観的根拠に基づき、より正確で、均質な検査の提供 ● デジタルデータによる、経年比較、精密検査機関へのスムーズな連携 ● 早期発見・治療による、負担軽減 	<p>成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針*</p> <p>学童期及び思春期における保健施策として、「学童期における側弯症などの疾病を学校健診で早期に発見し、支援につなげていく環境整備に向けた検討を行う」としており、学校健康診断における、より正確な脊柱側弯症検診のための仕組みづくり及びその導入は、喫緊の課題である。</p> <p>*令和3年2月9日閣議決定</p>
--	--	--

事業内容

<p>概要</p> <p>脊柱側弯症を学校健康診断で早期に発見し、支援につなげていく環境を整備するため、検査機器を用いた脊柱側弯症検診の仕組みについて、調査・実証研究を行う。</p> <p>また調査・実証研究の結果を踏まえ、全国の自治体の新規導入の指針となる検査機器を用いた脊柱側弯症検診の仕組みを構築する。</p>	<p>体制</p> <p>文部科学省 ↓ 業務委託 民間調査研究機関等（調査・実証研究総括）</p> <p>調査対象・実証実施 市区町村教育委員会 ↓ 学校 ◆ 校長・養護教諭 ◆ 他の教職員 ◆ 学校医</p> <p>研究協力 ◆ 日本医師会 ◆ 日本学校保健会 ◆ 日本整形外科学会 ◆ 日本側弯症学会 ◆ 検査機関 等</p>	<p>内容</p> <p>1 調査研究 ① 先行導入自治体における仕組みや成果、課題を調査・整理 ② 実証実施自治体を含む全国の未導入自治体を対象に、今後の導入希望、その理由を調査・整理</p> <p>2 仕組み(案)の構築 検査機器を用いた脊柱側弯症検診の効率的な実施方法を検討</p> <p>3 実証研究 ① 構築した仕組み(案)に基づき、実証実施自治体において、その有効性を実証 ② 実証の結果に基づき、仕組み(案)を改善</p>						
<p>委託先等</p> <table border="1"> <tr> <td>委託先</td> <td>民間調査研究機関</td> </tr> <tr> <td>調査対象・実証実施</td> <td>2、3自治体程度</td> </tr> <tr> <td>主な経費</td> <td>人件費、諸謝金 等</td> </tr> </table> <p>※自治体は、市区町村単位の参加とする。</p>	委託先	民間調査研究機関	調査対象・実証実施	2、3自治体程度	主な経費	人件費、諸謝金 等		
委託先	民間調査研究機関							
調査対象・実証実施	2、3自治体程度							
主な経費	人件費、諸謝金 等							
<p>成果</p> <p>脊柱側弯症検診に機器を用いた方法を導入しようとする自治体の指針となる仕組みの構築</p> <p>市区町村の教育委員会、学校、市区町村の医師会、学校医、医療機関、家庭それぞれの役割と連携</p> <p>検査機器を用いた脊柱側弯症検診の手順</p> <p>検査画像の判定、受診勧告</p>								